

令和3年度 第1回

佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会

議事録

日時 令和3年10月14日(木)
午前10時00分～午前11時45分
場所 佐久市中央隣保館 2階 大会議室

- 1 開 会 (進行：副会長)
- 2 あいさつ
- 3 会議事項 (進行：会長、説明：事務局)

(1) 「第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画」素案について

- 資料1 素案(本文)
- 資料2 素案(概要版)
- 資料3 各分野から見た人権問題における課題について(集計)
- 資料4 骨子(案)に対する市民意見公募の実施結果
により、事務局から説明。

【質疑、意見】

(委員)

資料2の2ページ、「2子どもの人権に関すること」の「今後の施策」の2「家庭・地域と連携し～」というところですが、「家庭・学校・地域と連携し～」という風に学校を入れていただきたい。

もう1点、3ページ「7インターネットの人権侵害に関すること」に関連して、インターネットの人権について相談する窓口がどこなのか教えていただきたい。

(事務局)

子どもの人権に関することの今後の施策の2へ学校という表現をと入れるよう対応いたします。

インターネット上の差別事象が発生した場合の相談窓口ですが、1つには人権擁護機関である法務局が相談窓口となります。また、私ども市役所人権同和課におきましても、各種差別等の人権相談を受けられる窓口として、その場ですぐ解決ということは難しいですが、例えばインターネット上の差別事象と思われるページの削除の要請等を市からも法務局等を通じてインターネットプロバイダの方へ働きかけ

をしていくような体制で現在進めております。

(委員)

資料2の5ページ、「3人権侵害の救済と擁護」とありますが、調査では「侵害されたことがある」と回答した方のうち、誰かに相談した結果「解決した」「十分ではないが解決した」と回答した方の合計が22.6%となっていますが、残りの70パーセント強の人たちはどうされているのか

(事務局)

今回調査結果として使用しているのは昨年度実施した「市民意識調査」という郵便による無記名のアンケート調査の結果です。市として個人やその後の状況の把握が出来ていないという状況でございます。

(委員)

数字だけでなく侵害された経験のある方のその後のことも、大事なことだと思うのでよろしくお願いしたい。

(事務局)

5年後の次回計画の策定の際に、また意識調査・実態調査を行う予定ですので、その際に質問項目を精査する中でご意見として参考とさせていただきます。

(委員)

前回の審議会で、それぞれ人権課題に取り組んでいる委員のみなさんが抱えている人権問題を報告してもらってはどうかと提案して、資料3のとおり貴重な意見をいただいた。

しかし、まだまだ各委員さんが感じている問題はあると思うし、それを共有していくことが必要。今回のように意見を提出して取りまとめるというのもいいが、課題に対しての取組をどうするかという点について、計画の策定にあたり打合せをして詰めていくことが出来たらいいのではないかと思います。

もう1点、資料4のとおりパブリックコメントで意見をいただいて、読ませてもらうと学識経験者なのかなという印象を受ける。世界人権宣言から始まって、国連の中における様々な人権条約の関係など学術的な視点から貴重な意見をいただいた。

こうした方に、市の人権政策に寄与してもらおうということも必要だと思うし、我々審議会委員自身もこうしたことを勉強し、市の施策へ反映していくということも必要だと思う。

これだけの貴重な意見をいただいたわけであるが、どのように有効活用していくのか。

(事務局)

今回委員の皆様にも人権課題の課題の照会をさせていただいた際に、当初は審議会場で、それぞれ委員の皆様からご意見をいただきたいと考えていましたが、時間も限られていますので、今回はとりまとめた資料の配布という形を取らせていただきました。また、次回の計画策定の際の参考として検討させていただきたいと思っております。

それからパブリックコメントのご意見について、今回策定する市の計画の中には、国際的な人権条約や、国内の動き等を事細かに記載することは難しいと考えております。

しかし、非常に幅広い学識的なご意見でありますので、いただいたご意見を念頭に置いて計画づくりの参考とし、活用してまいりたいと思います。

(委員)

今回の第四次計画策定の中では、時間が限られていることもあり、難しいと思うが、第四次計画の計画期間は来年度から始まるので、5年後ということではなく、計画期間の中で委員同士で意見交換しながら、人権課題について詰めていくことが出来ればと思うのでよろしくお願ひしたい。

それから、一昨年この審議会でも研修会をしたが、パブリックコメントの意見のように学術的な視点から人権を体系的に学ぶ機会があればと思う。

これも5年後ではなく計画期間の中でやっていただければと思いますのでよろしくお願ひしたい。

(会長)

事務局で検討していただいて前向きに進めていただくようお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。いただいたご意見について反映させ、今回の計画案で進めていくということでもよろしいでしょうか。

(承認)

(2)「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」改正案について

資料5 「佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する条例」の改正案 前後表
により、事務局より説明。

(事務局)

条例改正と第四次計画は、お互いの整合を図る中で検討を進めていることから、今年度末の第四次計画策定に合わせ、来年3月の議会に改正案を提出していきたい。

【質疑、意見】

なし

(原案通り承認)

4 その他

○事務局より

(1) インターネット上での部落差別事象に対する対応について

市内の地区を同和地区であるとし、撮影した動画がインターネット上で公開されるとともに、ホームページ上に写真が公開されるという事象が発生しました。

佐久市では、法務局佐久支局へ事象の発生を報告するとともに、法務局を通じて動画やホームページの削除要請を行いました。

また、市内小中学校や市職員へ問い合わせがあった際の対応方法を周知しました。

長野県、法務局、教育委員会、人権関係団体と情報を共有しながら対応を図っておりますのでよろしくをお願いします。

(2) 犯罪被害者等への支援について

昨年 11 月に犯罪被害者等の支援に関する「条例制定を求める要望書」が佐久市に提出されたことを受けまして、今年度の 7 月 30 日に要望書を提出された皆様との懇談を行いました。

ご自身の体験を踏まえ、条例制定の必要性やどのような支援が望まれているかについてお聞きし、総合支援窓口の設置、事実と異なる報道・インターネットによる誹謗中傷の防止、日常生活の支援などを求める意見が寄せられました。

「犯罪被害者等の支援に関する条例」については、今年度長野県が制定を検討しており、今後、県条例との整合性を図る中で、佐久市としてできることを検討していきます。

市としての考え方や支援策について、委員の皆様のご意見を伺うこともあろうかと思いますが、その際は、よろしくをお願いします。

(3) 今後の予定と委員改選について

今後の審議会の予定について、年明け 1 月に答申案を協議いただく審議会の開催を予定しております。日程は、後日通知いたしますので、よろしくをお願いします。

また、委員任期について「佐久市部落差別撤廃人権擁護審議会規則」において 2 年と定められており、現在の委員の皆様任期は、10 月 31 日をもって満了となります。

このあと委員選出の事務を進めてまいります。現在、部落差別撤廃における重要な計画の審議中であり、「委員は再任を妨げない」との規定もございますので、よろしくをお願いします。

○委員より

(委員)

インターネット上の部落差別事象についてですが、戦前に作成された同和地区に関する調査報告書の出版及びその内容をインターネット上に公開された事件についての判決が先日下された。

被告は他にも全国の同和地区を撮影してインターネット上で公開するなど、差別を助長・拡散する悪質な行為を繰り返している。

今回の裁判で、損害賠償とインターネットからの削除命令という判決が下されたが、損害賠償はプライバシーの侵害に対するもので、被告側の行為が差別だと裁判所ははっきり認定しなかった。

そこで、判決に対して被告側だけでなく原告側からも控訴した。高裁の判決が出るまでには、また数年かかるため、その間インターネット上に情報が掲載され続けてしまうし、また佐久へ来て撮影していくことも考えられる。

結婚差別、就職差別、様々な差別の実態がある中で、こうした情報が差別に利用されたり、個人の特定につながったり、将来にわたって差別が繰り返されてしまうという恐れがあり、危機感を持っている。

先ほど説明の中でもあったが、現状の法制度では情報の削除が難しい。

運動団体では、国に対して、「人権擁護法」或いは「差別禁止法」、といった、差別行為を処罰するような法体制の整備を要望している。部落差別だけでなく、あらゆる差別に関連するため、皆さんもご承知おきいただきたい。

(副会長)

言論の自由や、学術目的といったことを隠れ蓑にして差別を煽動しているということで、難しい点も多いですけれども、インターネットを使った差別について注意して見ていきたい。

5 閉 会